

# 水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針 (令和3年度版)

## 1 「環境公共」に関する評価項目の追加について

農林水産部では、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけ、「地域力の再生」、「環境への配慮から保全・再生へ」、「強固な農・林・水の連携」を取組方向として推進しており、漁港、漁場及び漁港海岸の整備に係る事業（以下「水産基盤整備事業等」という。）もその一つとなっている。

漁港漁場整備課では、この取組の一環として、水産基盤整備事業等に係る工事（以下「水産土木工事」という。）のうち、施工環境監理者を配置する工事について、「総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関するガイドライン（令和3年度版）」の配置予定技術者の能力の評価項目に、施工環境監理者の資格保有に関する事項を追加するとともに、地域貢献の項目に、環境への配慮保全及び地域水産業の振興に関する事項を追加することとする。

## 2 「環境公共」に関する追加対象工事

総合評価落札方式（「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」）対象工事のうち、「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」に基づき施工環境監理者を配置する工事

## 3 追加する評価項目及び評価基準

### （1）配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
施工環境監理者の技術士等資格保有の有無	技術士・技術士補（水産部門（水産土木））又は水産工学技士（水産土木部門）を保有している	1.0
	上記以外	0.0

### （2）地域貢献

評価項目	評価基準	配点
平成30年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無	地域内における施工環境監理者配置制度対象工事の工事完了後に調査等を行い、効果、影響等を的確に把握した実績有り	1.0
	上記以外	0.0
平成30年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無	地域内の漁業協同組合等が行う水産動植物の資源維持・回復等に係る活動への協力の実績有り	1.0
	上記以外	0.0

## 4 適用年月日

令和3年7月1日以降適用

## 5 追加する評価項目の詳細について

### (1) 配置予定技術者の能力

- ① 施工環境監理者の技術士等資格保有の有無【施工に係る環境への配慮、保全・再生に関する視点】

#### ア 評価基準の内容

環境保全に配慮した円滑な施工を確保するために配置する施工環境監理者について、技術士もしくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格又は社団法人大日本水産会が行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し水産工学技士として登録した資格の有無について評価する。

#### イ 評価に必要な資料等

技術士・技術士補（水産部門（水産土木））、水産工学技士の登録証又は資格者証の写しの提出を受け確認する。

### (2) 地域貢献

地域貢献に係る「地域」とは、当該工事の工事場所の市町村内とし、入札設定資格要件で定める範囲ではない。

- ① 平成30年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無【施工に係る環境への配慮、保全・再生に関する視点】

#### ア 評価基準の内容

地域内における施工環境監理者配置制度対象工事について、工事完了後に工事箇所及びその周辺について潜水等による調査を行い、施工前、施工中等の環境配慮の結果と完了後の調査結果との比較等により、施設整備等による効果、影響等を的確に把握した実績の有無について評価する。

#### イ 評価に必要な資料等

(ア) 実施した施工環境配慮の取組の効果、影響等の把握のための工事完了後の調査結果がわかる資料及び調査状況写真の提出を受け確認する。

(イ) 施工中に施工環境配慮の取組を実施した工事のコリンズ竣工登録の写しの提出を受け、対象工事を確認する。

- ② 平成30年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無【生産性向上による地域力の再生に関する視点】

#### ア 評価基準の内容

地域内の漁業協同組合などが行う、水産動植物の資源維持・回復等に向けた「つくり育てる漁業」の推進等、漁業の生産性向上による地域水産業の振興を図る活動への協力実績の有無について評価する。

#### イ 評価に必要な資料等

実施した地域水産業振興に係る協力内容がわかる資料や活動状況写真の提出を受け確認する。

# 水産土木工事における総合評価落札方式の評価項目及び評価基準に関する運用方針 (令和3年度版)に係る地域貢献に関する評価する実績の例(参考)

## 1 実績の例を提示する目的

地域貢献では、様々な取組について報告されることから、その実績を評価するための参考として、以下のとおり事例を示すこととする。

## 2 評価する実績の例

### (1) 平成30年度以降の水産土木工事における施工環境に配慮した取組の効果、影響等の把握実績の有無

#### 【評価基準の内容】

地域内における施工環境監理者配置制度対象工事について、工事完了後に工事箇所及びその周辺について潜水等による調査を行い、施工前、施工中等の環境配慮の結果と完了後の調査結果との比較等により、施設整備等による効果、影響等を的確に把握した実績の有無について評価する。

(例1) 平成30年度の○○漁港△△防波堤に係る捨石投入工事において、工事中に細粒分の付着の少ない石材を使用し、周辺藻場への影響が最小になるよう配慮した。工事完了1年後に施工箇所及び周辺を潜水調査した結果、周辺藻場では引き続き海藻類の繁茂が確認されたほか、工事で投入した捨石並びに被覆ブロックに周辺藻場からの胞子等が付着し、新たな海藻類の繁茂が確認され、当該工事による藻場拡大効果を把握した。

(例2) 令和元年度の○○漁港海岸離岸堤の工事着前に施工箇所に生息するナマコ等水生生物の確認及び移植を行い生息環境の保全への配慮を行った。工事完了6ヶ月後、1年後の現地潜水調査により、施工箇所でナマコの生息が移植前と同程度の密度で確認されたほか、施工位置付近の砂地盤内でヨコヤアナジャコの生息が確認され、工事施工による生息環境への影響はほぼ無いことを把握した。

(例3) 令和元年度の○○漁港-3m泊地の浚渫作業時に汚濁防止膜を海底面付近まで設置し周囲への汚濁拡散を防止するとともに水質調査を行い、周辺海域への環境に配慮した。工事完了から1ヶ月後に、広範囲に調査を行ったところ、藻場を形成しつつあった平成29年度施工の防波堤基礎工の表面に薄い砂の層が確認されたため、この砂を水中ポンプで除去した。これは藻場形成を促したものであり、浚渫作業による影響を的確に把握し、その改善を行ったものである。

### (2) 平成30年度以降における地域水産業の振興に資する活動への協力の有無

#### 【評価基準の内容】

地域内の漁業協同組合などが行う、水産動植物の資源維持・回復等に向けた「つくり育てる漁業」の推進等、漁業の生産性向上による地域水産業の振興を図る活動への協力実績の有無について評価する。

(例1) ○○漁協が毎年実施するヒラメ稚魚放流の際に行われる地域児童の移動のためのバスの運行を実施し、ヒラメ資源の増大とともに後継者育成を支援した実績がある。

(例2) ○○漁協が主体となり、○○町の協賛のもと平成28年から隔年で実施している稚ウニの放流を平成30年に実施した際、地域漁業者では不足であった潜水作業員を派遣し、競合生物の駆除を行い、適切なウニの生息環境の保全に協力した実績がある。

(例3) ○○漁協が令和元年に実施したウスメバルの稚魚放流に際し、稚魚を購入し○○漁協に提供し、地域水産業の振興を支援した実績がある。